⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年６月30日において次の要件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記１）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

１）基礎形式が既製杭で杭長が35m以上の施工実績を有すること。

②　建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体・経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

③　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

④　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「信濃川下流小須戸橋橋脚（Ｐ５）工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年６月30日

衆議院庶務部副部長

庶務部会計課長事務取扱　元尾　竜一

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　借入物品及び数量　衆議院ＬＡＮ用パーソナルコンピュータ　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年７月21日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１　衆議院庶務部会計課調達係　中西　剛史　電話03－3581－5111　内線34351

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年６月30日から令和８年７月21日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Personal computers and related equipment for the House of Representatives LAN 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 12 : 00, 21 July, 2026

⑷　Contact point for the notice : NAKANISHI Tsuyoshi, Procurement Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014, Japan. Tel. 03―3581―5111 ext. 34351

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年６月30日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　田邉　国治

◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスへの移行促進に資する機能改修

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年７月21日12時00分

⑵　提出先　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町　デジタル庁デジタル社会共通機能グループ機関間情報連携担当

e-mail: psmesh-kikankan@digital.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年６月30日から令和８年７月21日まで

⑵　交付場所　電子調達システムに掲載する。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the Services to be required : Functional Improvements to Facilitate Migration to the Public Service Mesh for Information Linkage between Administrative Agencies